

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会での議論について

検討会の中間的な議論の整理等について

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会
中間的な議論の整理(平成28年12月22日) ～ 抄 ～

3. 目指すべきビジョン

① 地域が主導して、医療・介護と生活を支える

- これまでの取組みや安全性も踏まえつつ、看護師・薬剤師・介護人材等の業務範囲の拡大等による柔軟なタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進する。さらに、急性期と在宅・介護の連携など、医療介護の幅広い分野で職種横断的に活躍できる人材の育成や、非専門職であっても地域におけるケアやソーシャルワークへの参加が促される取組みを進める。

<参考:新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会での意見>

- 医療職と介護職との役割分担について、介護職による医療的ケアの現行の仕組みを丁寧に評価し、これを進めていくべきか等について議論していくことが必要。
- 医師から他の従事者に対するタスクシフティングに加え、プロフェッショナル同士で業務をタスクシェアリングする、という視点が重要。

医療との役割分担について

(第6回福祉人材確保専門委員会で示した論点及び方向性と主な意見)

論点⑥

- 現在、介護福祉士等がその業務として実施可能な医療的ケアには、喀痰吸引と経管栄養があるが、今後、地域包括ケアシステムの構築を進めていくにあたり、医療と介護の連携や役割分担をさらに推進していく上で、介護福祉士等による医療的ケアのあり方について検討する必要があるのではないか。

方向性

- 地域包括ケアシステムの構築にあたり、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするためには、医療と介護の連携をよりいっそう推進していく必要がある。
- 現在、介護福祉士等がその業務として実施可能な医療的ケアは、喀痰吸引と経管栄養となっているが、医療と介護の連携を推進していくにあたっては、医療従事者との役割分担は重要な課題であり、介護人材の専門性を高める一環としても、介護福祉士等による医療的ケアの範囲の拡大は重要な検討事項の一つである。
- これを踏まえ、介護福祉士等の医療的ケアの範囲については、喀痰吸引や経管栄養の実施状況について、その実態を把握し、検討することとしてはどうか。

※ なお、本論点については、「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」での議論の内容も踏まえる必要がある。

<主な意見>

- 専門性の向上や質の高いケアの提供という観点から、日常生活を支援する中で必要なものについては担っていかなければならない。
- 日常生活に関わるもので、継続的に行う必要があるものについては、介護職が支援することについて検討の余地があるのではないか。
- 関係者の意見を聞きつつ丁寧な検討が必要。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、これまでは、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、
たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆具体的な行為については省令で定める
 - ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・ 特別支援学校
- ※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置

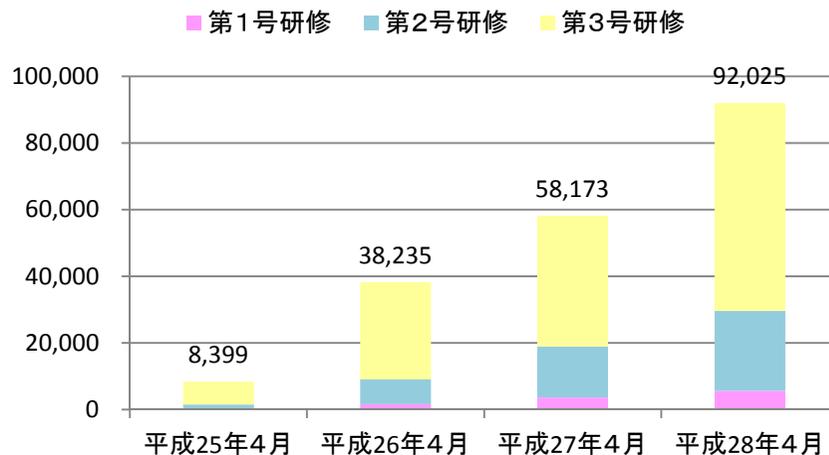
介護職員の喀痰吸引等制度の実施状況（平成28年4月1日時点）

○ 認定特定行為業務従事者認定証件数

第1号研修	第2号研修	第3号研修	計
5,660人 (3,697人)	24,034人 (15,259人)	62,331人 (39,217人)	92,025人 (58,173人)

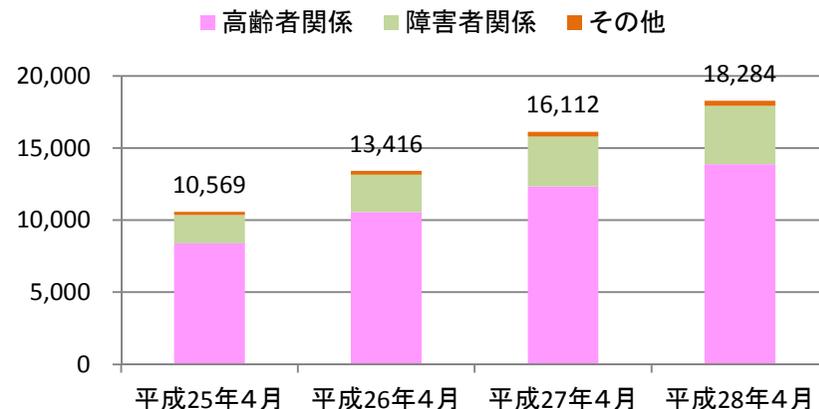
経過措置対象分
203,063人 (205,843人)

※ 「()」内は、平成27年4月1日現在の認定特定行為業務従事者認定証件数



○ 登録特定行為事業者数

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所	障害者自立支援法・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業所	その他	計
13,886事業所 (12,330)	4,037事業所 (3,466)	361事業所 (316)	18,284事業所 (16,112)



(参考)実施可能な特定行為別 ※重複あり

口腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	気管カニューレ内部の喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	経鼻経管栄養
16,505事業所 (14,726)	9,136事業所 (7,232)	4,697事業所 (3,649)	14,910事業所 (12,829)	2,819事業所 (1,975)

※ 「()」内は、平成27年4月1日時点の登録特定行為事業者数